

簡易な収入(所得)見込額の申立書
【家計急変者】

○「令和5年度大月市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急対策費」の申請書

① 下記にチェック (☑) してください。
☒ 私の世帯は、予期せず家計が急変

② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に

記入例①
収入見込で要件を満たす場合
(表面のみ記入)

	(フリガナ) 氏 名	左欄の者が 扶養する者の数 ①	令和5年度 住民税 課税状況 ②	障害者控除 等の適用 ③	収入の減少 のあった年 月 ④	任意の1か月の収入⑤			年間収入 見込額 D×12 ⑥	非課税相当 収入限度額 ⑦	
						給与収入 [A]	事業収入又は 不動産収入 [B]	年金収入 [C]			
1	オオツキ タロウ 大月 太郎	1 人	☒ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和5年 1 月	収入合計額 A+B+C= [D] 100,000 円	100,000 円	0 円	0 円	1,200,000 円	1,378,000 円
2	オオツキ ハナコ 大月 花子	0 人	☐ 課税 ☒ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和5年 1 月	収入合計額 A+B+C= [D] 0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
3			☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和5年 月	収入合計額 A+B+C= [D] 円	円	円	円	円	円
4			☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和5年 月	収入合計額 A+B+C= [D] 円	円	円	円	円	円
5			☐ 課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和5年 月	収入合計額 A+B+C= [D] 円	円	円	円	円	円

申請書の「2.申請者が属する世帯の状況」に
記入した全ての方の状況を記入してください。

(記入上の注意)

- 下の〈早見表〉から、左欄の者が扶養する者の数 (①の欄) の人数に対応する区分の非課税相当収入限度額を確認し、記入してください。
- 非課税相当収入限度額 (⑦欄) と年間収入見込額 (⑥欄) を比較して、⑥欄のほうが低ければ**支給対象 (裏面は記入不要)**

年金収入	※年金収入がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。
------	---

※給与収入、事業収入又は不動産収入、年金収入いずれの場合も、所得税が課されないものは、これらの収入として計上する必要はありません。

- ⑥ 「年間収入見込額」欄には、D欄 (収入合計額) を12倍した金額を記入してください。
- ⑦ 「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	93.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	137.8万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	168.0万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	209.7万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	249.7万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

(収入で申請する場合、本欄の記入は不要)

(記入上の注意)

⑥「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額（⑥欄）の額を転記してください。

⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- ① A×12の額（給与収入分）が162.5万円以下 → 55万円
- ② A×12の額（給与収入分）が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40%－10万円
- ③ A×12の額（給与収入分）が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%＋8万円
- ④ A×12の額（給与収入分）が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%＋44万円

⑨「事業収入等の経費」

- ①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください。
- ②帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - : 60万円超130万円未満 → 60万円
 - : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円
- (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - : 110万円超330万円未満 → 110万円
 - : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円

⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

$$\text{⑪年間所得見込額} = \text{⑥年間収入見込額} - (\text{⑧給与所得控除額} + \text{⑨事業収入等の経費} + \text{⑩公的年金等控除})$$

⑫「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。

※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者（所得金額48万円以下の者）」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

〈早見表〉

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	38.0万円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	82.8万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	110.8万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	138.8万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	166.8万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用